

令和 3年度

計 算 書 類

自：令和 3年 4月 1日

至：令和 4年 3月31日

奈良県北葛城郡広陵町三吉1874-2

社会福祉法人 陽

理事長 嶋田 陽弘

法人単位資金収支計算書

(自) 令和 3年 4月 1日 (至) 令和 4年 3月 31日

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	保育事業収入	166,500,000	169,093,188	2,593,188	
	受取利息配当金収入	11,000	1,140	9,860	
	その他の収入	1,600,000	1,242,838	357,162	
	事業活動収入計 (1)	168,111,000	170,337,166	2,226,166	
	支出				
人件費支出	105,700,000	103,284,852	2,415,148		
事業費支出	11,450,000	11,628,330	178,330		
事務費支出	28,080,000	25,190,055	2,889,945		
支払利息支出	620,000	539,450	80,550		
その他の支出	1,750,000	1,694,825	55,175		
事業活動支出計 (2)	147,600,000	142,337,512	5,262,488		
事業活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)	20,511,000	27,999,654	7,488,654		
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計 (4)	0	0	0	
	支出				
	設備資金借入金元金償還支出	3,300,000	2,978,182	321,818	
	固定資産取得支出	1,500,000	1,433,000	67,000	
施設整備等支出計 (5)	4,800,000	4,411,182	388,818		
施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)	4,800,000	4,411,182	388,818		
その他の活動による収支	収入				
	その他の活動収入計 (7)	0	0	0	
	支出				
	役員等長期借入金元金償還支出	3,800,000	3,627,024	172,976	
その他の活動支出計 (8)	3,800,000	3,627,024	172,976		
その他の活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)	3,800,000	3,627,024	172,976		
予備費支出 (10)	0	-	0		
当期資金収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9)-(10)	11,911,000	19,961,448	8,050,448		
前期末支払資金残高 (12)	58,869,640	58,869,640	0		
当期末支払資金残高 (11)+(12)	70,780,640	78,831,088	8,050,448		

法人単位事業活動計算書

(自) 令和 3年 4月 1日 (至) 令和 4年 3月 31日

(単位：円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	保育事業収益	169,093,188	166,543,360	2,549,828
	経常経費寄附金収益	0	2,000,000	2,000,000
	サービス活動収益計(1)	169,093,188	168,543,360	549,828
	費用			
	人件費	104,832,477	100,257,967	4,574,510
	事業費	11,628,330	11,213,621	414,709
	事務費	25,190,055	25,149,610	40,445
	減価償却費	11,549,260	11,404,009	145,251
	国庫補助金等特別積立金取崩額	6,360,715	6,379,049	18,334
サービス活動費用計(2)	146,839,407	141,646,158	5,193,249	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	22,253,781	26,897,202	4,643,421	
サービス活動外増減の部	収益			
	受取利息配当金収益	1,140	983	157
	その他のサービス活動外収益	1,242,838	1,256,446	13,608
	サービス活動外収益計(4)	1,243,978	1,257,429	13,451
	費用			
	支払利息	539,450	592,544	53,094
	その他のサービス活動外費用	1,694,825	1,545,500	149,325
	サービス活動外費用計(5)	2,234,275	2,138,044	96,231
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	990,297	880,615	109,682
	経常増減差額(7)=(3)+(6)	21,263,484	26,016,587	4,753,103
特別増減の部	収益			
	特別収益計(8)	0	0	0
	費用			
	特別費用計(9)	0	0	0
特別増減差額(10)=(8)-(9)	0	0	0	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	21,263,484	26,016,587	4,753,103	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	21,531,246	17,514,659	4,016,587
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	42,794,730	43,531,246	736,516
	基本金取崩額(14)	0	0	0
	その他の積立金取崩額(15)	0	0	0
	その他の積立金積立額(16)	0	22,000,000	22,000,000
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	42,794,730	21,531,246	21,263,484

法人単位貸借対照表

令和 4年 3月 31日 現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	81,703,966	61,462,890	20,241,076	流動負債	13,791,213	11,910,431	1,880,782
現金預金	60,247,163	43,862,088	16,385,075	事業未払金	1,889,433	2,036,938	147,505
事業未収金	21,221,134	17,249,149	3,971,985	1年以内返済予定設備資金借入金	2,999,847	2,978,182	21,665
未収金	75,669	191,653	115,984	1年以内返済予定役員等長期借入金	3,658,888	3,627,024	31,864
前払金	160,000	160,000	0	預り金	59,100	32,500	26,600
				職員預り金	924,345	523,812	400,533
				賞与引当金	4,259,600	2,711,975	1,547,625
固定資産	193,149,834	203,266,094	10,116,260	固定負債	53,242,523	59,901,258	6,658,735
基本財産	129,508,309	136,595,922	7,087,613	設備資金借入金	6,065,295	9,065,142	2,999,847
建物	129,508,309	136,595,922	7,087,613	役員等長期借入金	47,177,228	50,836,116	3,658,888
その他の固定資産	63,641,525	66,670,172	3,028,647	負債の部合計	67,033,736	71,811,689	4,777,953
建物	25,649,140	28,160,912	2,511,772	純 資 産 の 部			
構築物	4,022,608	3,207,240	815,368	基本金	40,128,000	40,128,000	0
車輛運搬具	1,856,425	2,401,680	545,255	第1号基本金	40,128,000	40,128,000	0
器具及び備品	1,662,812	2,218,680	555,868	国庫補助金等特別積立金	94,897,334	101,258,049	6,360,715
ソフトウェア	450,540	681,660	231,120	その他の積立金	30,000,000	30,000,000	0
保育所施設・設備整備積立資産	30,000,000	30,000,000	0	保育所施設・設備整備積立金	30,000,000	30,000,000	0
				次期繰越活動増減差額	42,794,730	21,531,246	21,263,484
				(うち当期活動増減差額)	21,263,484	26,016,587	4,753,103
				純資産の部合計	207,820,064	192,917,295	14,902,769
資産の部合計	274,853,800	264,728,984	10,124,816	負債及び純資産の部合計	274,853,800	264,728,984	10,124,816

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並び車両運搬具、器具及び備品 - 定額法
- ・ソフトウェア - 定額法

(2) 引当金の計上基準

- ・賞与引当金 - 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の運営する退職金制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類（第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）

(2) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

(3) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア ひだまり保育園拠点

「ひだまり保育園」

「本部」

イ おひさま保育園拠点

「おひさま保育園」

(4) 以下の計算書類の作成を省略している。

事業区分別内訳表（第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）

公益事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

収益事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	136,595,922	0	7,087,613	129,508,309
合 計	136,595,922	0	7,087,613	129,508,309

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	179,121,600	49,613,291	129,508,309
小 計	179,121,600	49,613,291	129,508,309
その他の固定資産			
建物	37,329,560	11,680,420	25,649,140
構築物	4,544,300	521,692	4,022,608
車輛運搬具	3,265,000	1,408,575	1,856,425
器具及び備品	8,568,600	6,905,788	1,662,812
小 計	53,707,460	20,516,475	33,190,985
合 計	232,829,060	70,129,766	162,699,294

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	21,221,134	0	21,221,134
未収金	75,669	0	75,669
合 計	21,296,803	0	21,296,803

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項



該当なし

監査報告書

令和4年 6月 2日

社会福祉法人 陽

理事長 嶋田 陽弘 殿

監事 赤塚 伸久 
監事 市岡 忠純 

私たちは、社会福祉法人陽の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度の理事の業務執行状況、および財産の状況について監査を行いました。その方法および結果について、次のとおり報告いたします。

1. 方法およびその内容

私たち監事は、理事および職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）および財産目録について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において、適正に表示しているものと認めます。